

＜＜＜新旧対照表＞＞＞

○多治見市火災予防条例施行規則（昭和55年3月19日規則第12号）の一部を改正する規則新旧対照表
部署名：予防課

新	旧
○多治見市火災予防条例施行規則 昭和55年3月19日規則第12号 ＜略＞ （趣旨） 第1条 この規則は、多治見市火災予防条例（昭和48年条例第28号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。 ＜略＞ （防火対象物の使用開始の届出） 第3条 条例第46条の規定による防火対象物の使用開始の届出は、防火対象物使用開始届出書（別記第1号の4様式）に次に掲げる書類を添えて、消防長に届け出なければならない。 （1） 防火対象物の配置図 （2） 各階平面図 （3） 消防用設備等の設計図書（消火器具、避難器具等の配置図を含む。） （4） 防火対象物棟別概要追加書類（同一敷地内に2以上の棟がある場合に限る。） （火を使用する設備等の設置の届出） 第4条 条例第47条の規定による火を使用する設備等の設置の届出は、同条各号の設備に対応する次の様式に当該設備の設計図書を添えて、消防長に届け出なければならない。ただし、同条第14号にあっては、設置場所附近の見取図、気球の見取図及び電飾の配電図（電飾を付設するものに限る。）を添付しなければならない。 （1） 第1号から第8号までの設備 別記第2号様式 （2） 第9号から第13号までの設備 別記第3号様式 （3） 第14号の設備 別記第4号様式 （4） 第15号の設備 別記第5号様式 （火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出） ＜略＞ （公表の手続） 第9条 条例第49条の4第3項の規則で定める公表の手続は、前条第2項の立入検査の結果を通知した日から14日を経過した日において、なお、	○多治見市火災予防条例施行規則 昭和55年3月19日規則第12号 ＜略＞ （趣旨） 第1条 この規則は、多治見市火災予防条例（昭和48年条例第28号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。 ＜略＞ （防火対象物の使用開始の届出） 第3条 条例第46条の規定による防火対象物の使用開始の届出は、防火対象物使用開始届出書（別記第1号の4様式）に次に掲げる書類を添えて、消防長に届け出なければならない。 （1） 防火対象物の配置図 （2） 各階平面図 （3） 消防用設備等の設計図書（消火器具、避難器具等の配置図を含む。） （4） 防火対象物棟別概要追加書類（同一敷地内に2以上の棟がある場合に限る。） （火を使用する設備等の設置の届出） 第4条 条例第47条の規定による火を使用する設備等の設置の届出は、同条各号の設備に対応する次の様式に当該設備の設計図書を添えて、消防長に届け出なければならない。ただし、同条第14号にあっては、設置場所附近の見取図、気球の見取図及び電飾の配電図（電飾を付設するものに限る。）を添付しなければならない。 （1） 第1号から第8号までの設備 別記第2号様式 （2） 第9号から第13号までの設備 別記第3号様式 （3） 第14号の設備 別記第4号様式 （4） 第15号の設備 別記第5号様式 （火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出） ＜略＞ （公表の手続） 第9条 条例第49条の4第3項の規則で定める公表の手続は、前条第2項の立入検査の結果を通知した日から14日を経過した日において、なお、

新	旧						
当該立入検査の結果と同一の違反の内容が認められる場合に、当該違反が是正されたことを確認できるまでの間、市のホームページへの掲載により行う。 2 前項に規定する方法により公表する事項は、次に掲げるものとする。 (1) 前条第2項に規定する違反が認められた防火対象物の名称及び所在地 (2) 前条第2項に規定する違反の内容（当該違反が認められた防火対象物の部分を含む。） (3) 前2号に掲げるもののほか、消防長が必要と認める事項 <u>（電子情報処理組織による申請等）</u> 第10条 この規則に定める消防長に対して行われる申請等のうち、次の表の左欄に掲げる規定中同表の右欄に掲げる書類の提出については、これらの書類の各欄に定める事項を記録した電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。 <table border="1"> <tr> <td>第3条</td><td>別記第1号の4様式による届出書</td></tr> <tr> <td>第4条第1号</td><td>別記第2号様式による届出書</td></tr> <tr> <td>第4条第2号</td><td>別記第3号様式による届出書</td></tr> </table> 2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う者は、当該申請等を書面等により行うときに提出すべきこととされている書面等に記載すべきこととされている事項その他消防長が定める事項を、当該者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。 3 前項に規定する方法により申請等が行われた場合において、当該申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力された事項を消防長の使用に係る電子計算機から出力した書面は、当該申請等についてこの規則の規定による様式により提出された申請書等とみなす。 （委任） 第11条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長の承認を得て消防長が別に定める。 附 則 1 この規則は、昭和55年4月1日から施行する。 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の多治見市火災予防条例施行規則の規定により設けられている標識及び表示は、この規則による改正後の多治見市火災予防条例施行規則の規定に基づいて設置されたものとみなす。	第3条	別記第1号の4様式による届出書	第4条第1号	別記第2号様式による届出書	第4条第2号	別記第3号様式による届出書	当該立入検査の結果と同一の違反の内容が認められる場合に、当該違反が是正されたことを確認できるまでの間、市のホームページへの掲載により行う。 2 前項に規定する方法により公表する事項は、次に掲げるものとする。 (1) 前条第2項に規定する違反が認められた防火対象物の名称及び所在地 (2) 前条第2項に規定する違反の内容（当該違反が認められた防火対象物の部分を含む。） (3) 前2号に掲げるもののほか、消防長が必要と認める事項 【新設】 ※e-Govによる申請が可能な様式：表に列举 ※電子情報処理組織による申請の手続 ※電子情報処理組織による申請内容を印刷した用紙の取扱：規定の様式による申請書等とみなす （委任） 第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長の承認を得て消防長が別に定める。 附 則 1 この規則は、昭和55年4月1日から施行する。 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の多治見市火災予防条例施行規則の規定により設けられている標識及び表示は、この規則による改正後の多治見市火災予防条例施行規則の規定に基づいて設置されたものとみなす。
第3条	別記第1号の4様式による届出書						
第4条第1号	別記第2号様式による届出書						
第4条第2号	別記第3号様式による届出書						

新		旧	
《略》 附 則（令和●年●月●日規則第●号） <u>この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。</u> 《略》		《略》 《略》	
摘要	改正理由		